

# 人材育成と助成金活用

## 「人材開発支援助成金」

(有)エファ 社会保険労務士 佐藤 智子

医療機関が抱える問題として、有資格者の確保や職員がなかなか定着しない、労務管理の難しさ等が言われております。職員がその能力を十分に発揮し、質の高い医療サービスを提供するためには適切な労務管理と人材育成、教育訓練等による一人ひとりのキャリアアップをサポートするしくみが必要となりますが、人材育成にかかる費用は大きな負担になります。そうした負担を軽減する方法として助成金の活用をご案内いたします。

### 人材開発支援助成金（旧 キャリア形成促進助成金）一般訓練コース

職員のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練を段階的・体系的な計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を国が助成してくれる制度です。

#### 【申請の流れ】

- (1) 「事業内職業能力開発計画」の策定・「職業能力開発推進者」の選任
- (2) 訓練実施計画の作成・提出  
訓練実施の原則1カ月前までに「訓練実施計画届」と必要な書類を都道府県労働局に提出
- (3) 訓練の実施  
訓練計画に従い訓練を実施
- (4) 支給申請  
訓練終了日の翌日から2カ月以内に支給申請書と必要書類を都道府県労働局に提出

#### 【基本要件】

- ◆中小企業（企業全体で常時雇用する職員数が100人以下）であること
- ◆訓練対象者が雇用保険の被保険者であること（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者を除く）
- ◆Off-JTにより実施される訓練であり、1コースの訓練時間が20時間以上であること

#### 【支給額】

- ◆賃金助成（1人1時間当たり） 380円
  - ◆経費助成 30% 1人当たりの限度額7万円 ※20時間～100時間未満の場合  
※東日本大震災復興対策としての特例措置（災害救助法が適用された市町村 大企業も対象）
  - ◆賃金助成（1人1時間当たり） 800（大企業400）円
  - ◆経費助成 1/2（大企業1/3）1人当たりの限度額は上記と同じ
  - ◆定期的なキャリアコンサルティングを実施することを就業規則か事業内職業能力開発計画に規定していること
  - ※若者雇用促進法に基づく認定事業主又は一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率が30%→45%に引き上げられます  
セルフキャリアドックとは..ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを定期的実施する制度です。
  - ※労働生産性が向上している場合は、助成率・助成額が引き上げられます。
- 上記の他にも受給要件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページにてご確認ください。